



**DEPARTEMEN KEUANGAN REPUBLIK INDONESIA  
DIREKTORAT JENDERAL BEA DAN CUKAI**

Jalan Jenderal A. Yani  
Jakarta – 13230  
Kotak Pos 108 Jakarta – 10002

Telepon : 4890308  
Faksimili : 4897928

2008年6月30日

宛先

1. 税関地域事務所
2. 全国の税関主要サービスオフィス所長及び税関監督・サービス事務所所長

**インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける  
関税率実施指針に関する通達  
Nomor : SE - 26/BC/2008**

インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける関税率決定に関する2008年6月30日付け財務大臣規定 No. 95/PMK.011/2008が発給されたことに関連し、同財務大臣規定実施のために次の通り、実施指針を通達する。

**1. 定義**

本通達の中で、JIEPA 書式の原産地証明書（以下、「JIEPA-COO」という。）とは、インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意（JIEPA）の特恵関税制度の実施の枠組みにおいて、日本製の製品/物品であることを証明するために利用される原産地証明書のことである。

**2. JIEPA 特恵関税制度に含まれる物品**

JIEPA 特恵関税制度に含まれる物品は、2008年6月30日付け財務大臣規定 No. 95/PMK.011/2007 に規定されており、この大臣規定の中で各物品の特恵関税率が定められている。

**3. 原産地証明(SKA/Certificate of Origin)**

- a. JIEPA 特恵関税制度の枠組みによる原産地証明書には、日本からインドネシアへ輸出される原産品向けに JIEPA-COO が用いられる。JIEPA-COO は輸出実施国(日本)の管轄者が発給し、署名を行う。
- b. JIEPA-COO は ISO A4 サイズの紙を用いて英語で作成される。1枚目は、輸入者側の国の税関に提出するために、製造業者及び/又は輸出業者が輸入業者に送付する。
- c. JIEPA-COO の各ページにはレファレンス番号が記載される。

本資料は、インドネシア関税総局長通達（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。

出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。

正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。

また、ジェットロは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

- d. JIEPA-COO は発給の日から 1 年間有効である。
- e. JIEPA-COO は船積み時、又は遅くとも船積み日から 3 日以内に発給される。
- f. 特別な理由があり、JIEPA-COO が船積み時又は船積みから 3 日以内に発給できない場合、輸出業者又は指定のエージェントの要請に基づき、船積み日から 1 年間 JIEPA-COO を遡及発給とすることができる。この場合、JIEPA-COO には、“issued retroactively”と記載される。
- g. 輸入手続きのために税関に提出される前に JIEPA-COO が紛失又は破損した場合、輸出業者又は指定のエージェントは、輸出書類に基づき、新たな JIEPA-COO の発給を発給機関に申請できる。新たな JIEPA-COO には新たなレファレンス番号と、紛失又は破損した旧 JIEPA-COO の番号と発給日が記載される。新たな JIEPA-COO の有効期間は紛失又は破損した JIEPA-COO の有効期間と同じとする。
- h. インボイス番号と日付に関する JIEPA-COO 第 7 項に 1 つ以上のインボイス及び/又は日本以外の国で発給されたインボイスが記載されていても、それを JIEAP 特恵関税制度の便宜を供与しない理由とすることはできない。
- i. JIEPA-COO のサンプルは本通達に添付の通り。

#### 4. 特恵関税制度の実施

JIEPA の枠組みにおける特恵関税制度は、以下の規定により供与される：

- a. 2008 年 6 月 30 日付け財務大臣規定 No.95 /PMK.011/2008 に規定する関税率は、管轄の者が署名済みの JIEPA-COO が存在する日本原産品に対してのみ適用される。
- b. 輸入業者は、輸入通関申告書（PIB）に特恵関税譲許コードと JIEPA-COO のレファレンス番号を記載することが義務付けられている。
- c. JIEPA-COO の 1 枚目は、輸入通関申告書提出時に、輸入業者が輸入港の税関主要サービスオフィス（KPU）又は税関監督・サービス事務所（KPPBC）に提出することが義務付けられている(輸入通関申告書に添付する)。
- d. 税関主要サービスオフィス又は税関監督・サービス事務所への JIEPA-COO の提出が有効期間(12 ヶ月)を過ぎている場合、その遅滞が不可抗力、すなわち当該輸入品の製造業者及び/又は輸出業者が責任を負うことができ、彼らの能力外による場合に限り、税関主要サービスオフィス又は税関監督・サービス事務所はそれを受け入れることができる。

#### 5. 輸入業者が行う必要のある事項

輸入業者は、JIEAP 特恵関税制度の枠組みで輸入する物品用に JIEPA-COO の原紙を受け取る。続いて、輸入を完了するために、輸入業者は以下を準備すること。

##### 5.1 輸入通関申告書（PIB）

輸入通関申告書の記入は、財務大臣令 No. 101/KMK.05/1997 に規定する記入指針に従う。ただし、第 19、第 32、第 34 項については以下の通り記入/申告すること。

- a. 便宜決定・輸入条件に関する第 19 項は、以下の通り記入すること。
  - (1) JIEPA の枠組みによる輸入向けの特恵関税譲許コード、すなわち「56」
  - (2) JIEPA-COO のレファレンス番号と日付
- b. 関税コード/HS に関する第 32 項は、インドネシア関税率表 (BTBMT) に基づき、当該輸入品関税コードを記入すること。
- c. 税率と便宜に関する第 34 項は、2008 年 6 月 30 日付財務大臣規定 95/PMK.011/2008 に規定する JIEPA 特恵関税制度に基づく輸入品関税率を記入すること。
- d. 関税は、2008 年 6 月 30 日付財務大臣規定 95/PMK.011/2008 に規定する JIEPA 特恵関税制度の枠組みによる関税率に基づき計算し、支払う。

## 5.2 JIEPA-COO

当該輸入品向けの JIEPA-COO の 1 枚目は、輸入通関申告書 (PIB) に添付し、輸入場所の税関監督・サービス事務所に提出する。

## 6. 税率の調査と税率を決定する者

### 6.1 調査

書類検査官(PFPD)又は税関支署長 (Kasi Pabean) は、JIEPA-COO の添付された輸入通関申告書 (PIB) を受け取り、以下の事務的調査を行う。

#### 6.1.1 輸入通関申告書

- a. 現行の輸入分野の税関業務手順の中で規定されている補助書類が輸入通関申告書に添付されていることに加え、JIEPA-COO の 1 枚目又は「*CERTIFIED TRUE COPY*」と押印された JIEPA-COO が添付されていること。
- b. 輸入通関申告書に申告されている物品の種類と数 (レッドゾーン取り扱い輸入申告の場合) が物品検査結果及び JIEPA-COO が一致していること。
- c. 申告された物品の種類が、2008 年 6 月 30 日付け財務大臣規定 No. 95/PMK.011/2008 に規定する JIEPA 特恵関税譲許を得ている物品に含まれていること。
- d. 輸入通関申告書と JIEPA-COO の輸出業者と輸入業者の名前が一致していること。
- e. 輸入通関申告書の第 19 項に特恵関税譲許コード「56」と JIEPA-COO のレファレンス番号が記載されていること。
- f. 輸入通関申告書の第 34 項が 5.1(c)に基づき正しく記入されていること。
- g. JIEPA 特恵関税制度の枠組みによる関税率に基づき、関税を計算し、支払い済みであること。

#### 6.1.2 JIEPA-COO

- a. 1 枚目が輸入通関申告書に添付されていること。
- b. 当該物品の原産国の JIEPA-COO に署名をする権限を有する者のリストに規定された者が署名し、役職印を押印済みであること。
- c. JIEPA-COO に署名する権限を有する者の署名と役職印が、当該する署名と役職の見本と照合し、一致していること。
- d. JIEPA-COO の項目が輸入通関申告書及び税関補助書類（インボイスやパッキングリストなど）の申告に基づき記入されていること。
- e. 第 5 項の「*Preference criterion*」が特惠基準により記入されていること。
- f. 正当性に間違いのないこと。

正当性が疑われる指標は以下の通り：

- f.1 用紙が第 3 項(b)に規定するサイズと一致しない
- f.2 JIEPA-COO が本通達に添付する書式と一致しない
- f.3 原産国が疑わしい

原産国に関する疑念は、

- 海外/物品製作場所の企業/業界団体又は国内の企業/業界団体
- 国内外の政府機関
- 関税総局の調査結果
- 帳簿検査の結果

からの、原産国の正当性が疑わしい、すなわち、JIEPA の原産地規則の規定を満たしていないという、正当性が確認できる証拠(例えば書面による情報など)を税関が有する場合に限る。

JIEPA-COO と輸入通関申告書及び/又は税関補助書類との間のわずかな相違 (*minor discrepancies*)は、JIEPA-COO の正当性に影響をもたらさない。わずかな相違とは、例えば、

- (i) 正確な地名/場所が簡単には把握できる、地名/場所の記載間違い
- (ii) HS 税率コードの記載間違い

## 6.2 決定

調査の結果、

- 6.2.1 JIEPA-COO が合致し、正当である場合、税率を定める書類検査官又は税関支署長は特定用途免税制度の枠組みによる税率申告書を受理する。
- 6.2.2 合致しているが、JIEPA-COO の正当性が疑わしい場合(例えば物品の原産地が疑わしいという証拠を受けた場合)、書類検査官又は税関支署長は、以下の対応を取る。
  - a. 一般税率(最恵国待遇税率)に基づき関税を決定
  - b. 修正書 (Nota Pembetulan/Notul) を発給
  - c. 輸入の枠組みによる関税と税金の支払い不足について、保証を出すよう輸入業者に通知

- d. 以下を記入し、税関監督・サービス事務所所長が署名した JIEPA-COO 発給機関へのレターの作成：
- (i) JIEPA-COO 又は物品の原産地の正当性が疑わしい旨とその理由の通知
  - (ii) JIEPA-COO 又は物品の原産地の正当性について確認の要請

JIEPA 原産地規則に基づき、JIEPA-COO 発給国は確認要請を受領してから 6 ヶ月以内に回答を出さなければならない。

JIEPA-COO 発給機関は、6 ヶ月以内に正当性が問題となっている JIEPA-COO 及び/あるいは物品の原産地について正当との回答を出す場合、税関監督・サービス事務所は特定用途免税制度の枠組みによる税率申告書を受領し、保証を返還する。

6 ヶ月を過ぎても税関監督・サービス事務所が JIEPA 発給機関から回答を得ない場合、税関監督・サービス事務所は輸入業者から出された保証を国家収入とする、

又は

6.2.3 不適合の場合、JIEPA 特惠関税制度は供与出来ず、書類検査官又は税関支署長は以下の通り対応する。

- a. 一般税率(最恵国待遇税率)に基づき関税を決定
- b. 当該特惠税率が拒否されたことに関連し、輸入の枠組みにおける関税と税金の支払い不足分の請求のために、修正書を発給

## 7. 帳簿の検査

税関地域事務所 (KWBC) と税関主要サービスオフィスは、取引及び取引と関連する全ての帳簿に基づき、日本からの輸入品であることを確認する目的で、JIEPA の枠組みにおける特惠関税制度による輸入の確認と検査を行う。

帳簿検査により輸入された物品が日本からのものではない及び/又は JIEPA-COO の正当性が疑わしい場合、税関地域事務所と税関地域事務所は以下のとおり対応する。

### 7.1 税関主要サービスオフィス

- a. 輸入した物品が日本からのものでない場合、JIEPA 特惠関税制度に基づく税率は取り消しとなり、一般税率 (最恵国待遇) に基づく税率となり、輸入の枠組みにおける関税と税金の支払い不足分の請求を行う。
- b. JIEPA-COO の正当性 (6.1.2 に規定する正当性が疑わしい場合) については、税関主要サービスオフィスは 6.2 の規定に基づき対応する。

### 7.2 税関地域事務所

- a. 輸入された物品が日本からのものでない場合、税関地域事務所は、物品輸入場所の税関監督・サービス事務所に対し、JIEPA 特惠関税制度に基づく税率の取り消しを通知し、一般税率(最恵国待遇)に基づく税率を定め、税関監督・サービス事務所に対し、輸入の枠組みにおける関税と税金の支払い不足分の請求を行うように要請する。

- b. JIEPA-COO の正当性（6.1.2 に規定する正当性が疑わしい場合）については、税関地域事務所は 6.2 の規定に基づき対応する。

## 8. その他

### 1 種類以上の物品について記載された JIEPA-COO

JIEPA-COO に 1 種類以上の物品があり、調査の結果、その中の 1 つ以上の種類の物品に問題があっても、当該 JIEPA-COO で問題のない他の種類の物品に対し特惠税率を供与しない理由とすることは出来ない。

## 9. 通達の添付

本通達に JIEAP 特惠関税制度の枠組みを用いた JIEPA-COO のサンプルを添付する。（本仮訳には添付無し。）

以上、責任を持って実施するよう。

Pgs. Direktur Jenderal

Mulia P. Nasution  
職員番号 060046519

写しの送り先：

1. 関税総局秘書局長
2. 関税総局本部局長及び調査官